

Q&A（令和2年4月7日版）

【Ver1.1 (R2.4.7)】

- ・Q1-8, Q2-7, Q3-7を追加しました
- ・一部の語句を修正しました

1 修学支援新制度による授業料及び入学金の減免のこと

Q1-1 現時点で、修学支援新制度による給付型奨学生の申請をしていません。どうしたらよいですか。

A1-1 4月以降、給付型奨学生の在学採用の募集が始まりますので、そちらに応募してください。

Q1-2 自分身が修学支援新制度による給付型奨学生の対象になるかどうかわかりません。どうしたらよいですか。

A1-2 日本学生支援機構ウェブサイト「進学資金シミュレーター」により、給付型奨学生を受けることができるかシミュレーションできますので、そちらをご利用のうえご判断ください。なお、「進学資金シミュレーター」の操作方法等に関する問い合わせは大学では受けませんので、あらかじめご了承ください。

Q1-3 修学支援新制度による給付型奨学生の受給を受けていなくても、別の給付型奨学生の受給や貸与型奨学生を受けている場合は、本制度による授業料減免は受けられるのでしょうか。

A1-3 本制度は、修学支援新制度による給付型奨学生と同一の制度により実施されるものであるため、他の制度による給付型奨学生や貸与型奨学生のみの場合、本制度による授業料減免は受けられません。

Q1-4 修学支援新制度による給付型奨学生の認定を既にされている場合（又は申請をした場合）、授業料減免の申請はしなくてもよいのでしょうか。

A1-4 給付型奨学生は日本学生支援機構が実施する制度であるのに対し、授業料等減免は大学が実施する制度となります。実施団体が異なるため、給付型奨学生の認定を既にされている場合（又は申請をしている場合）であっても、授業料等減免の申請をしていただく必要があります。

Q1-5 本制度による授業料減免を受けたいのですが、現在受給している給付型奨学生において日本学生支援機構からの奨学生の受給を禁止されています。この場合、授業料の減免のみを申請することはできないのでしょうか。

A1-5 日本学生支援機構からの給付型奨学生の受給を禁止されている場合は、修学支援新制度による給付型奨学生の認定を受けた後に受給を停止することで、日本学生支援機構からの給付型奨学生の受給を受けずに授業料減免を受けることが可能です。

日本学生支援機構からの給付型奨学生の申請を禁止されている場合は、別途手続きが必要になりますので、お早めにお問い合わせください。

Q1-6 宮城県外からの入学者です。入学金として564,000円納付したのですが、修学支援新制度にて第I区分に認定された場合であっても、入学金は282,000円までしか減免されないのでしょうか。

A 1 – 6 本制度による減免額は、国の法律等により上限額が定められています。公立大学の場合、入学金の減免上限額は 282,000 円であるため、第 I 区分に認定された場合であっても、282,000 円以上の額は減免されません。

Q 1 – 7 令和 2 年 4 月入学の学群生（日本国籍を持つ者）ですが、~~高校卒業から後~~ 3 年以上経過しており、修学支援新制度の対象から外れています。この場合、宮城大学において授業料減免をうけることができる制度はあるのでしょうか。

A 1 – 7 進学までの期間が空いたことにより修学支援新制度の対象から外れている学生については、本学独自の制度における経済的事由による授業料減免を申請することができます。なお、この場合、審査結果の通知が 9 月以降となることから、一度授業料を納付いただく必要があります（Q 2 – 3 参考）。

Q 1 – 8 『高校卒業後 3 年を経過』とは、具体的にどのような場合をいうのでしょうか。

A 1 – 8 次の図を参考にしてください。

【参考 高校卒業後 3 年の考え方】

高 校 学 年	1 年	2 年	3 年	(卒業)	(卒業)	(卒業)	(卒業)
卒 業 後 年 数	–	–	–	1 年	2 年	3 年	4 年以降
判 定	–	–	–	経過していない	経過していない	経過していない	経過している

2 経済的事由による授業料減免に関するこ（旧称：通常枠）

Q 2 – 1 成績基準の上位 55% 以内とは具体的にどのような順位をいうのですか。

A 2 – 1 次の事例を参考にしてください。

例) 事業構想学群 価値創造デザイン学類 3 年次生 在籍者 80 人（休学者除く）の場合 = 44 位まで ($80 \times 55\% = 44$)

食産業学群 食資源開発学類 2 年次生 在籍者 63 人（休学者除く）の場合 = 34 位まで ($63 \times 55\% = 34.65$)

Q 2 – 2 前学期は成績不振で減免を受けられませんでしたが、今後、免除は受けられますか。

A 2 – 2 成績評価は、1 年次からの成績を積み上げするわけではありませんので、例えば前期から挽回し優秀な成績を修めれば、後期から免除を受けられる可能性はあります。

Q 2 – 3 免除申請について、経済的事由による授業料減免・東日本大震災の被災者に対する授業料減免のそれぞれ提出することができますか。

A 2 – 3 どちらかのみ申請可能です。申請する区分に○をつけて提出してください。なお、授業料減免と納付猶予（又は分割納付）の同時申請は可能です。

Q 2 – 4 令和 2 年度入学の大学院生（又は外国人留学生）ですが、前期授業料は必ず一度納付しなければならないのでしょうか。

A 2 – 4 審査結果の通知が 9 月以降となることから、一度授業料を納付いただく必要があります。期日までの納付が難しい場合は、あわせて授業料納付猶予・分割納付の申請をご検討ください。

Q2-5 令和2年3月以前より本学に在籍する学群（学部）生（日本国籍を持つ者）ですが、自身が修学支援新制度による給付型奨学金の対象であるかわかりません。どうしたらよいですか。

A2-6 Q1-2を参照ください。

Q2-6 令和2年4月入学の学群生（日本国籍を持つ者）ですが、なぜ令和2年4月入学の学群生（日本国籍を持つ者）は本制度を申請できないのでしょうか。

A2-6 本制度は修学支援新制度実施前に本学にて実施していた授業料減免制度です。令和2年3月以前より本学に在籍していた学群（学部）生に対しては、今まで本制度により授業料減免を受けていた学生が不利益となることがないよう、経過措置として実施する運びとなっております。

なお、修学支援新制度の対象から外れている学生（Q1-7参照）や、大学院生及び外国人留学生については、引き続き本制度による授業料減免を実施しております。

Q2-7 『高校卒業後3年』とは、具体的にどのような場合をいうのでしょうか。

A2-7 Q1-8を参照ください。

3 東日本大震災の被災者に対する授業料及び入学金の減免に関するここと（旧称：震災枠）

Q3-1 外国人留学生は、本制度の対象となりますか。

A3-1 外国人留学生は、原則として本制度による減免の対象とはなりません。ただし、日本国内に外国人留学生の扶養者が居住し、その扶養者が東日本大震災により被災区分に該当する場合は、本制度による減免の対象となります。

Q3-2 震災により実家が津波で流されてしまい、住居の復旧のため経済的に厳しい状況です。今年度は授業料の免除を受けられそうですが、来年度以降の授業料の支払ができるか不安です。どうしたらよいですか。

A3-2 本制度は今年度をもって終了予定ですが、他の制度（修学支援新制度、経済的事由による授業料減免）は継続して受け付けますので、そちらへの申請をご検討ください。

Q3-3 免除申請について、経済的事由による授業料減免・東日本大震災の被災者に対する授業料減免のそれぞれ提出することができますか。

A3-3 Q2-3を参照ください。

Q3-4 住居の一部損壊や借家の場合は免除の対象とならないのですか。

A3-4 本制度では、比較的被害の大きい方のみを優先して救済するため、一部損壊や借家の場合は対象としておりません。

Q3-5 震災で住居に被害はありませんでしたが、失職したため収入が大きく下がりました。本制度の

対象になりますか。

A 3－5 本制度における減免対象とはなりません。世帯収入が少ない場合は、修学支援新制度の対象となる可能性がありますので、そちらへの申請をご検討ください。

Q 3－6 本制度で前期授業料を免除された場合、後期も免除されますか。

A 3－6 後期分も改めて申請が必要です。罹災証明書など一部書類は省略できます。

Q 3－7 経済的事由による授業料減免を申請する学生は、修学支援新制度による給付型奨学金の申請、又は給付型奨学金の認定区分に該当しないことをあらかじめ確認することが必要とあります（要項8ページ）が、東日本大震災の被災者に対する授業料減免についても同様でしょうか。

A 3－7 東日本大震災の被災者に対する授業料減免は、家計の収入状況等により減免が決定されるものではありませんので、修学支援新制度による給付型奨学金への申請等は必須ではありません。ただし、家計の収入状況によっては修学支援新制度の対象となることがありますので、一度確認されることをお勧めします。